

令和6年5月1日

定期報告書ご提出者様 各位

一般財団法人大阪建築防災センター 定期報告部

3部目報告書の完全廃止について（お知らせ）

平素は当センターの業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度から報告書の提出部数が特定行政庁用と報告者控えの2部となり、調査・検査者用控えの提出が不要となりました。

このたび、経過措置として行っておりました任意作成された「3部目報告書」への報告印対応を下記のとおり、完全に廃止させていただきます。

今後は、報告書の受付日及び、手続き日につきましては、報告者控えの受付印、または提出確認票の受付印にてご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

記

報告書提出部数：**報告書2部**（特定行政庁用・報告者控え）、**概要書1部**（特定行政庁用）
受付が完了しましたら、受付印を押した報告者控え（様式B以下）を
6階窓口にて返却いたします。

3部目廃止時期：令和6年7月1日以降の提出から完全に廃止いたします。

以上